広報みさき

◇広報をみんながよんでよい暮し◇

発行所　愛媛県三崎町役場
編集　三崎町役場総務課
印刷所　大登印刷所

人の動き

11月末日現在

総世帯数	2,268	出生	23
総人口	11,689	死亡	7
内 男	5,584	転入	18
内 女	6,105	転出	45

納税

1月	2月
町県民税 第4期分	固定資産税 第4期分
国民健康保険税 第4期分	
納期限 1月末日まで	納期限 2月末日まで

◎火の仕末は完全にしましょう

新しい年を迎えて

三崎町長　杉山勝蔵

三崎町の皆様、明けましておめでとうございます。

顧みますと、昭和三十六年は、所得倍増計画による諸物価の高騰、金融引締めによる事業の緊縮と経済変動による株価の暴落、黒字倒産会社の続出、死の灰再開による恐怖、民族自立をめざす後進国の小競合い等国内外とも非常に多事多端の年でありました。

このような情勢のなかにあって、三崎町の新しい町づくりが町民各位のご協力を得て、一歩一歩わずかながらも進展しましたことを皆様とともによろこび深く感謝いたします。

しかしながら、町民生活は、物価の値上がり、農業等の所得減少などのため低下し、生活の安定を求めて都市に転出した者、仂き手を失つた各産業等まことに苦しい一年でした。このような町内事情を抱えたまゝ新しい年を迎えたのでありますが、このような時にこそ、更に決意を新たにして、町民の幸福、町発展のために努力と研究を重ね、トラの如く強く、町政を押し進めてまいりたいと念願しています。そのために、私はことしの重要施策として、

一、フエリーボート就航に対する努力

本町の発展、町民生活を豊にするためにはフエリボート就航を実現しなくてはなりません。現在問題になっているのは次の三点であります。

①昭和三十六年に調査費を国から貰い、気象調査、経済調査を行ないましたが、経済調査局の調査結果はかならずしも楽観をゆるしません。それは、九、四、中国の物資をいかにしてフエリボートで輸送しこれが黒字になるか、赤字になるかが重要なポイントで、黒字にするには、なかなか困難ではないかと考えられます。

②三崎―八幡浜―松山間の国道、県道がフエリボート輸送に接続して改良されているかどうか。

③道路改良、フエリボート接岸に要する経費がぼう大であるため、八幡浜市を基地にすべきだという経済論者もあつて、三崎基地を否定することも考えられます。

以上の点から、就航はおくれるのではないかとの意見もありますので、国、県へ猛烈な陳情を再開する考えであります。

二、三崎高校の育成強化

おくれている本町の教育水準を高上させるには、三崎高校を育成強化する以外に方法はないと考えます。育成を受けて三崎に残る者がやがて、町の産業を興すことになります。又現在県より人件費、物件費として三崎高校にくる八百万円も忘れてはならない経済の利点と考えます。なお現在四五〇名に必要なる建築を進行中で逐次生徒数も増加し、町進展の一翼を荷負うことと思います。

三、産業建設について

本町の産業を発展させるには、仂きやすい環境、所得の増収をはかつて都市への人口流出を防ぎ、地元で生活できるようにしなければなりません。そのために次の点を考えています。

①佐田岬漁港修築事業

経続事業で、ことしは、漁業者いこいの港として、串側突提の補強を約千弐百万円で実施

②三崎港接岸施設

経続事業で、フエリボート基礎工事として聖立てとともに完成し、人と物の交流をはかる。

③大谷川暗渠工事

県では、三か年計画であるが二か年に短縮し、ことし完了するよう努力したい。これは釜木、平磯、松部落に対する連絡道路の基礎事業として実施する。

④県道特殊改良事業

昨年は、三崎地区曲がり角を改良したがことしは、二名津地区の曲がり角を改良約千万円

⑤団体営、その他の農道施設（生産コストの引下げ）

二名津―平磯線、名取―大佐田線、与侈―松線の農道延長を実施

⑥高浦先目川暗渠工事

護岸は、県河川改修事業として実施し、暗渠は、ことし失業対策事業として実施完了したい。

⑦災害復旧事業

大佐田導流提災害復旧百三二十万円を実施予定

⑧その他

（イ）農家借入金利子の引下げのための農業近代化資金の利子補給

（ロ）県外出漁者に対する援助の拡大

（ハ）町商工会に対する援助

四、文教厚生について

①三崎中学校三教室増築二百万円

②二名津小学校二教室及び運動場拡張三百万円

③保育所兼幼稚園の設立約二百万円

④特に、環境衛生事業として松、与侈上水道、正野及び大佐田上水道事業を低開発事業で実施し、大佐田上水道より佐田、井野浦に給水を考慮する。

以上の如くこれの実現にまい進したいと考えています。

このように、あまりにも後進性が強く、あまりにも平均水準に達するには事業が山積しています。どうか、町一本の団結とご協力を伏してお願い申上げます。

新春にあたりまして私の所懐の一端を申述べ皆様の限りないご幸福とご健康をお祈りして年頭のご挨拶といたします。

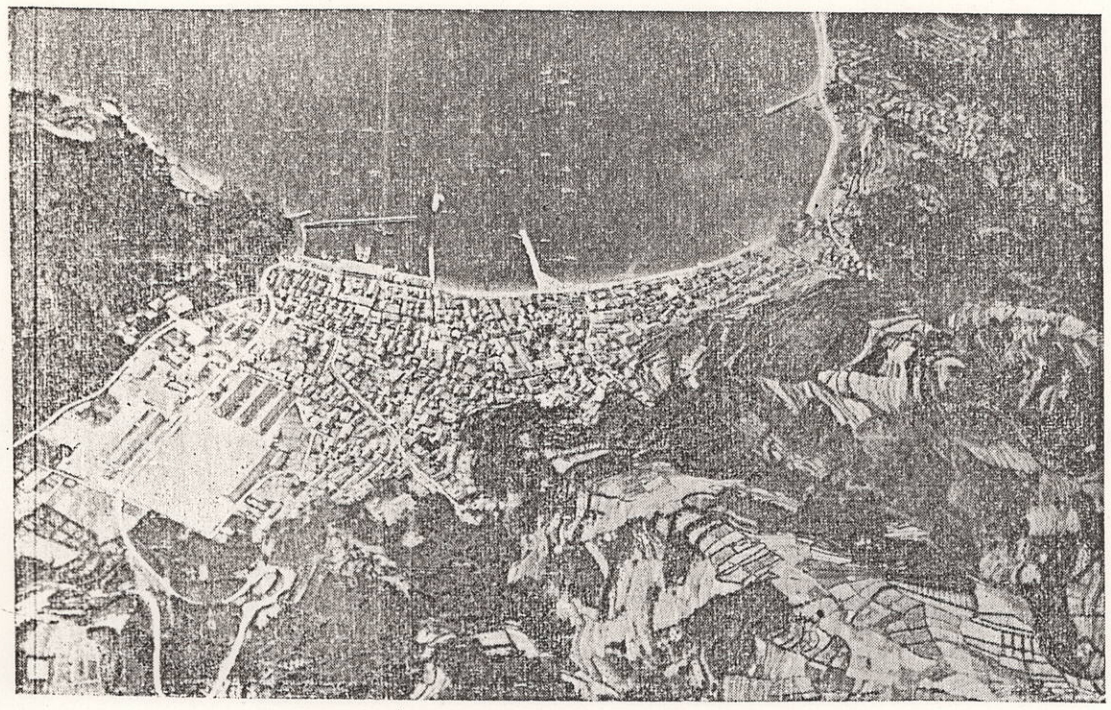

躍進する三崎町（上空よりみた三崎）

年頭の挨拶

三崎町議会議長　金森高雄

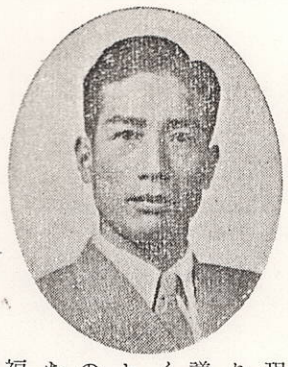

町民の皆様、おめでとうございます。

昭和三十七年、それは我が三崎町にとって一大飛躍の年であると思います。

八幡浜―三崎間に二級国道が、三崎から九州へフエリボートが本格的に決定する年であると考えられます。

愛媛の西端三崎、れい明は九・四連絡からといつても過言ではないでしょう。これが実現は今年にあります。私共議会に席をおく者は、議決という決定権の行使がただちに、町民の福利増進か、あるいは減退に結ばれることを思うとき、いかに重大な使命が課せられているかを痛感いたす次第であります。

幸い町政の最高責任者は、県下有数の手腕を持つ杉山さん、教育は高校までは完備しました。

生命を保証する診療施設は西部地区にも設けられます。町内道路の整備も着々と進められ、水道施設また町内全般普及へ涙ぐましい町長の努力がつづけられております。私達議会も打つて一丸となり協力を惜しまず、萬全を期してまい進いたす覚悟を新たにいたしております。

町民各位には何かとご不満の点も多々あることとは思いますが、ご寛容とご理解をもつて、ご協力賜わりますようお願い申上げます

昭和三十七年を最良の年であらしめるべく努力いたしますことをお誓いして、新年のご挨拶といたします。

税の事典③

（徴税吏員の質問検査権）

町の徴税吏員（町長が指定する者）は、町民税の賦課徴収に関する調査のため必要があるときには事業に関する帳簿書類とか物件について、質問したり、検査することができます。拒否したり虚偽の答弁をいたしますと税法にふれることとなります。

× × × × × ×

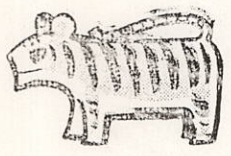

▼おしらせ▲

南洋群島からの引揚者のかたへ

日本のもと委任統治領であつた南洋群島などから、終戦前に本邦に引揚げたかたにも、今度の改正で引揚者給付金（遺族のばあいは遺族給付金）が支給されることになりましたので、該当すると思うかたは、役場係にご連絡の上請求してください。

その主なものは、

①終戦前に政府の要請により引揚げた者（強制引揚者）

②昭和十八年十月一日以後内地に引揚げる途中海上で死亡した者（海没者）

③配船等の関係で引揚げの準備をしながら引揚げることができず南洋群島に残つている間に死亡した者及び引揚途中、比島で死亡した者（一般殉難者）

請求手続などその他くわしくは、民生係でおたずねください。

児童扶養手当を生別母子世帯に支給

今度、母子世帯でありながら年金を受けられなかつた「生別母子世帯」に児童扶養手当が支給されることになりました。主なことは次のとおりです。

①手当額は、児童一人のばあいは月八百円二人のばあいは千二百円、三人目からは一人二百円。

②支給日は毎年一月、五月、九月の年三回ですが、今年の一月から三月までの分は三月に支給されます

③該当する世帯とは、義務教育終了前（十五才）の児童を監護する母又は母以外の者が養育（同居して監護し生計を維持）するときであつて、次のいずれかの場合

イ、父母が離婚したとき

ロ、父が死亡したとき

ハ、父が癈疾（年金一級程度）にあるとき

ニ、父の生死が明らかでないとき

ホ、父が一年以上養育しないとき

ヘ、母が婚姻によらないで生れた児童

④右の世帯であつても次のいずれかのばあいには支給されません。

イ、母又は養育者が前年に十三万円（児童一人に付三万円加算）をこえる所得があるとき

ロ、母又は養育者の扶養義務者が前年に五十万円程度をこえる所得があるとき

ハ、母又は養育者、児童が遺族年金、扶助料などの公的年金を受けているとき。

⑤請求受付は一月四日より町役場「民生係」ではじめますから該当すると思うかたは、民生委員又は係でおたずねください

小児マヒ対策

二月に経口生ポリオワクチン（小児マヒ予防薬）の投与を実施します。

①投与を受けなくてもよい子供

生後三か月以上十三才未満で、ソークワクチン接種（小児マヒ予防注射）を三回受けて昭和三十六年に経口生ポリオワクチンの投与を受けた者

②投与を受けなければならない子供

生後三か月以上十三才未満で①以外全員

③完全なる免疫をつくるには、ソークワクチン接種三回と経口生ポリオワクチンをのむ必要がありますので、子供が生れて三か月以上になつたら、ソークワクチン接種を受けてください。

④経口生ポリオワクチンの投与の実施日については、後日ご連絡いたします。

（団体紹介）三崎町母子福祉会

「協同の精神をもつて明朗な婦人生活の自立向上と、会員相互の親睦を図り、もつて平和社会建設に寄与することを目的とする」と、会則第二条にあるごとく昭和三十三年の会設立以来西川会長を中心にともすれば社会にとり残されそうな母子家庭の自立更正への支えとして大きな役割を果たしている。

今百四十名の会員をもち、相互研修や物品あっせん、副業あっせん、子供の教育など、事業、勤労、社会、相談の四部を設け真剣にとり組んでいる。

又生活合理化は、まず計画的生活からと「貯蓄組合」を設立最近認可になつたばかりである。

各部落には十一名の支部長が本部との連絡にあたり結束を固くしている。

今後の会の発展と、一層の活躍を祈りたい

役員（敬称略）

会長　西川梅香

副会長　谷口マツエ

〃　山崎スミ子

支部長

三崎　谷口マツエ　二名津　山崎スミ子

名取　宮部夏子

松串　宮下ミエノ　岡本クリ子

正野　平井ツナ子

井野浦　宅見文子

大佐田　菊池シカ

佐田　谷本ミツル

高浦　木村チズ子

与侈　中田久子

三崎町採種ほ組合

三崎町採種ほは組合では、裸麦の転作として、県農事試験場、その他から当地に適する小麦の有望品種を購入して三崎町灘（山本虎七さん所有畑）に播付け、見本展示ほを設定しています。

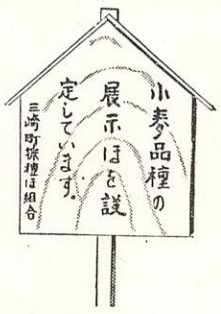

灘方面ご通行の際は、標識をたてていますからぜひごらんください。

品質はいずれも強稈、多収、良質、早生という特性があり、当地に適した下記の七品種です。

品種名	出穂期	成熟期月日	稈長 cm	倒伏の難易	品質	耐病性	反収 K	備考
農林61号	4月上旬	5月下旬	92	難	上	強	(5俵) 280	小麦わらが短く、分けつが多い。多収病害に強い。肥沃地に適す。
アカツキ小麦	4月下旬	6月上旬	76	難	中	中	(6.5俵強) 400	稲作間直播に適す。多肥増收性がある。
ユタカ小麦	4月上旬	5月中旬	86	やや難	中	強	(5俵強) 380	平垣肥沃地に適す
白サギ小麦	4月中旬	5月下旬	90	難	中	中強	(7.5俵) 407	多株穴播栽培に適す。
ジユンレイ小麦	4月上旬	5月下旬	90	難	中	中	(6俵強) 401	さび病にやや弱いが、他に強い。水田裏作、畑作に適す。
農林20号	4月中旬	5月下旬	107	中	中	中	(5.5俵) 320	早熟、栽培容易、病害多し。
ダンチ小麦	3月下旬	5月中旬	84	難	中	強	(5俵) 293	暖地、燐酸欠乏地に適す。

税務課からのお知らせ

町県民税は申告しないと各種控除が認められません。

この前の広報にこれからの町県民税は必ず申告が必要であることを書いておきました。今回はこのことについて簡単ですが、もっとも大事なことですから以下ふれてゆきます。

県民税は納税義務者である皆さんから自主的に所得を申告し税金も自主的に納めるんだという趣旨からでております。ですから申告をしないということになりますと、一面権利をすてることとなり、今回の改正地方税法に規定する例えば雑損、医療費、社会保険料、生命保険料、専従者控除、扶養控除等といういろいろな控除がいつさい認められずただ基礎控除である九万円しか引きません、それではどんなかたが申告しなければならないかと申しますと、

一、所得税を納めるかたも申告してください。

今までどちらかというと、所得税を納められた営業所得者、農業所得者等のかたは税務署の方でわかるからいらないとしてきちんと申告書をとっておりませんでしたが、これからは所得税と町県民税は別々のものでなかには控除する金額に違いがありますので所得税を納めたかたも申告する必要があります。

二、給与所得とその他の所得があるかたは申告してください。

給与所得しかないかたは勤務先の事業所からまとめて報告されますので、これらのかたにつきましては申告がいりませんが給与所得と、その他の所得を合わせてもっているかたは申告が必要です。

三、従つて給与しかないかた以外は全部申告してください。

申告を締切る期限は三月二十日となつております。それまでに係員がいろいろ周知する方法をとり申告の仕方をお知らせいたしますがとにかく役場から配付いたします申告書は説明書をつけますからよく読んで必ず申告してください。県民税と町民税の申告書は一つのもので別々になっておりませんが税務課で計算するときに別々に行ないます。町民税は従来のとおり、総収入金額から必要経費を引き残つた金額から基礎控除の九万円を引いた金額に対し、それぞれ町の条例で定める税率を乗じて税額を算出いたします。皆さんに扶養親族或るいは皆さんの事業に専従する親族がおられる場合は、一人について現在は未定ですがこれから定める金額を算出した税額から更に差引いて課税いたします。県民税は総収入金額から必要経費を引き残つた金額から、雑損、医療費、社会保険料、生命保険料、基礎控除の九万円、専従者控除、扶養控除等を差引いて残つた金額に税率を乗じて税額を算出いたします次の広報に以上の引いてゆくいろいろな控除の内容について、ご説明いたします。

心配ごと相談所開設

どなたでも、どんなことでも、気軽に相談がもちこめる窓口として、先月より「心配ごと相談所」を開いています。

相談所でのことは絶対秘密の扱いとなつていますからご安心の上、ご利用ください。

次回は次のとおりです。

とき　一月十六日　午前九時～午後三時まで

ところ　三崎中央公民館（旧役場前）

相談員　民生委員　三好幸一　松田庄一　加藤直只　清水台一

相談内容　生活相談、生業、法律などの生活問題全般の相談に応じます。

なお、費用は無料です。

人事異動

十二月三十一日付左記のとおり人事異動がありました。（　）は旧任です。

○退職　山口政美（総務課戸籍係）

○総務課戸籍係　山本美恵子（産業建設課失対係）

工業調査が行なわれます

十二月三十一日を調査現在日として、全国一斉に工業調査が行なわれます。

この調査は毎年行なわれていますので、ご承知のことと存じますが、三崎町におきましても一月中に各調査員が該当事業所を訪問しますので、ぜひご協力ください。

編集後記

△新春おめでとうございます。ことしも皆様の広報でありたいと念願していますのでどしどしご意見をお寄せください。

△本月号より一日付にて発行いたします。

△いよいよ本格的な寒さに入ります。かぜをひかないように、元気にこの冬をすごしましょう。